



民泊の実現に向けて

平成27年2月12日
ヤフー株式会社

Y! 民泊(みんぱく)とは

- u 旅人が一般の家庭に宿泊し、家族と同じように生活し、食事をともにする仕組み
- u その地域での暮らしの体験を通じて、地域の人とのつながりを創りだすとともに、観光以上の地域の魅力を伝えることができる



Y! 民泊の例

宿泊施設の少ない地域での国体開催時は、1958年から民泊が行われてきている。

詳細情報

Introduction

「長崎がんばらんば国体」五島大会 民泊家庭募集中。

8+1

0

いいね!

0

ツイート

0

○ 内容

「長崎がんばらんば国体」で五島に来島されるみなさんを受け入れてくださる民泊家庭を募集しています。

五島に来島されるみんなと一緒に「おもてなし」しませんか？

詳細は、長崎がんばらんば国体五島市実行委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

長崎がんばらんば国体五島市実行委員会事務局

電話：0959（74）0039

FAX：0959（72）3399

メール：kokutai@city.goto.nagasaki.jp



NO IMAGE
画像がありません

Y! 民泊がもたらすメリット

【利用者】

- 低価格での宿泊が可能
- 地域の文化を深く知ることができる

【民泊提供者】

- 民泊提供による地域住民の所得増加
- 無理のない範囲での実施が可能

【地域】

- 宿泊施設の少ない地域でも観光を産業にできる
- 地域住民との密なコミュニケーションによるリピーターの増加

Y! 旅館業法の壁

- Ø ヤフーと河北新報社は宮城県石巻市で、復興支援の自転車イベント「ツール・ド・東北」を開催したところ、宿泊施設不足が問題となり、民泊の実施を検討
- Ø しかし、行政庁から、有償で宿泊させることは旅館業法に抵触する恐れがあるとの指摘を受け、民泊の実施を断念
- Ø ボランティアを募り、無償で宿泊させてくれる家庭を募集して宿泊先を集めたが、十分な数は確保できなかった



(参考) ツール・ド・東北

東日本大震災の復興支援のために開催される自転車イベントです。年々変わっていく被災地の様子や、東北の豊かな自然、旬の味覚など、東北の「今」を肌で感じながら、震災の記憶を未来につなげていくことを目的としています。

n 10年続くイベントに

変わっていく被災地の風景や現地の人々の様子を感じながら復興への道を歩むため、イベントを10年続ける予定です。

n みんなで作る

サイクリストだけでなく、ボランティア、応援者、インターネットを通じて参加する全ての人々と力を合わせてイベントを作り上げます。

n イベント収益の基金化

収益は、自転車を活用した東北の観光振興や、サイクリングロード整備等の助成に充当します。

n 世界最高峰のサイクルレースを東北で

世界のトップライダーが参加するレースの開催に挑戦し、世界中の人々が東北に集まるイベントに育てていきます。





(参考) ツール・ド・東北

開催日時	2014年9月14日（日）
募集期間	2014年6月10日（火）～6月24日（火）
参加者数	3000人
主催	株式会社河北新報社、ヤフー株式会社
主管	ツール・ド・東北2014 実行委員会
共催	宮城県、宮城県教育委員会、石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町、 一般社団法人東北地域づくり協会、株式会社三陸河北新報社、 A.C.O. inc.
運営協力	公益財団法人日本自転車競技連盟、公益財団法人日本サイクリング 協会、宮城県自転車競技連盟、宮城県サイクリング協会
特別協力	株式会社TBSテレビ、石巻専修大学
経済波及効果	約7億3600万円

Y! (参考) ツール・ド・東北開催時に必要な宿泊数

n イベント参加者・関係者数	()は宿泊必要な宮城県外の人
参加選手	約3000人 (約2100人)
帯同家族	約1000人 (約700人)
運営ボランティア	約900人 (約500人)
関係者	約300人 (約200人)
観客 (県外)	約200人 (約200人)

n 宿泊が必要な人数は約3700人

n 近辺のホテル、旅館等に泊まれる人数は約1100人のみ

n 約2600人分の宿泊施設が不足



(参考) 経済効果の推計

- n ツール・ド・東北開催時に宿泊施設に泊まらなかった2600人が民泊で泊まれた場合、1泊6000円と仮定すると経済効果は以下の通り推計される。

宿泊に係る経済効果 $2600(\text{人}) \times 6000(\text{円}) = 1560(\text{万円})$

- n また、民泊により収入の増えた地域住民の消費増加により、さらなる経済波及効果が見込まれる。

Y! ツール・ド・東北での民泊の実績

民泊の実施実績

宿泊申込者数	304名
宿泊者数	185名
宿泊提供者申込数	101部屋（59家庭）

満足度アンケート

利用者

満足度	76%
やや不満、不満	5%

やや不満、不満の内容については、宿泊先についてのものではなく、「宿泊先をさらに多く」や「申し込み時期」についての要望が多かった。

民泊提供者

満足度	86%
9 来年も協力したい	93%



ツール・ド・東北での民泊に対するご意見の例(利用者)

- n 民泊を通じて地元の方と交流することが出来て、良い経験をしました。地元の方への負担等々大変だとは思いますが、可能な限り続けて頂きたいと思います。
- n 民泊では現地のご家族にとってもよくしていただき大変良い思い出になりました。参加者が現地の宿泊施設を潤すことも大事ですがこんなふうに分れあいができるのも良いなと思います。
- n 今回思いがけずのおもてなしを頂きましたが、それなしでも宿泊先で現地の方と名前を呼び合いゆっくり触れ合える機会はとても貴重だと感じました。宿泊提供の方々にご迷惑にならないような形で今後も民泊の取り組みを続けて頂けたらと思います。
- n 民泊を通して地元の方とお知り合いに慣れたことが非常に良かったです。未永くお付き合いしていきたいと思っています。



ツール・ド・東北での民泊に対するご意見の例(民泊提供者)

- n あっという間にすぎた楽しい時間ですが、我が家では彼女の話が尽きず、カメラに撮った写真を後日DVDにおさめ、音楽とコメントを入れ送りました。彼女は驚きとともに感動したそうです。
- n いらしたご夫婦が今年結婚式をあげたとのことで、少しばかりのお祝いでお赤飯を作りお祝いしました。来年も泊まりたいとの事。お二人を娘夫婦のような感じでこれからも見守っていきたいと思います。
- n 事前に連絡はとっておりましたが、民泊当日どのようなかたが宿泊するのがドキドキ、ハラハラでしたが、宿泊者は気さくで、明るい皆様で安心しました。疲れているにもかかわらず、震災当時の話を一生懸命にきいていただき楽しい夜をすごしました。お別れの際に握手をしたら寂しい気持ちになり、涙があふれてきましたが、また来年もあえる事を約束して、いつまでも手をふりました。

Y! 旅館業法の壁

自宅などに有償で宿泊させようとする、一軒一軒の家庭で旅館業法の許可が必要となるが、一般家庭が旅館業法の許可をとるのは困難。

(例) 宮城県における主な旅館業の規制

- n 客室延床面積が33平方メートル以上
- n 浴室が男女区別されていること
- n 玄関帳場等を備えること

など

Y! 民泊実現に向けた宮城県との相談結果

ツール・ド・東北における有償での民泊の実現に向けて、宮城県と相談したところ、現行法の下で実現するためには、以下のような形を取らなければ難しいとの回答。

同一家庭での実施は一回のみ

開催地が宿泊施設に大きな不足状態にある場合のみ

保健所への登録

(保健所による説明会と研修会の受講)

上記のような形を取ることで、国体開催時における民泊と同等とみなす。

Y! 民泊の実現に向けて

現行法下での対応では、継続的な民泊実現は困難。例えば、以下のような場合においては、旅館業法の適用を除外できないか。

○実費しか受け取らない場合

○イベント等により一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合

○宿泊施設が著しく少ない地域において民泊を実施する場合

など

Y! 民泊の実現に向けて

除外できない場合は、旅館業法を以下のように変更してはどうか。

- n 民泊の定義の追加（2条）
 - l 一般の家庭が対価を受領して、家人が通常使用している家屋に宿泊希望者を宿泊させるものであって、家人と同じ食事を提供するものを民泊とする。
- n 許可手続きの緩和（3条、3条の2、3条の3、3条の4の適用を除外する）
 - l 民泊の実態に照らして許可を要件とすることは一般家庭、行政側ともに負担が大きいため、届出等の簡素な手続きとするか、届出不要なものとするかなどの対応が必要。
 - l 但し、旅館業法の対象とし、他の「旅館業」の営業に支障を及ぼすような場合、衛生管理上の問題などが発生した場合には営業停止等の行政措置を講ずることができるようにすべき。
- n 施設基準の緩和（4条の適用を除外する）
 - l 家人が通常使用している家屋に宿泊させることを要件とし、延床面積基準、浴室規制（男女別の浴室の確保義務）、玄関帳場の設置義務などは提供しない。
- n 宿泊義務の緩和（5条）
 - l 民泊がいわゆるプロの営業主でないことに鑑み、宿泊義務を課した5条の対象から免除する
- n 宿泊者名簿の備え付け義務（6条）は維持する



(参考) 旅館業法の例外

1. キャンプ場、スキー場、海水浴場等で季節限定で営業する施設

- ・ 旅館 客室数、床面積、受付の規制なし
- ・ 簡易宿所 延床面積の規制なし

2. 交通が著しく不便な地域にある施設で、利用度が低いもの

- ・ 旅館 客室数、床面積、受付の規制なし
- ・ 簡易宿所 延床面積の規制なし

3. 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

- ・ 旅館 客室数、床面積、受付の規制なし
- ・ 簡易宿所 延床面積の規制なし

4. 農林漁業体験民宿（グリーンツーリズム）

- ・ 簡易宿所 延床面積の規制なし

5. 文科大臣に認定された伝統的建造物など

- ・ 旅館 受付の規制なし

Y! その他の関連法令

仮に旅館業法の規制緩和等により、旅館業法の枠内での実現を図ったとしても、民泊を実現するには、以下のような法令も併せて見直す必要がある。

○食品衛生法

○消防法

○建築基準法

○都市計画法

食事を提供する場合は、食品衛生法の適用を受ける可能性がある。条例で定める施設基準が求められるほか、許可のための手数料も発生する。

第四条第七項

この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

第五十一条

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

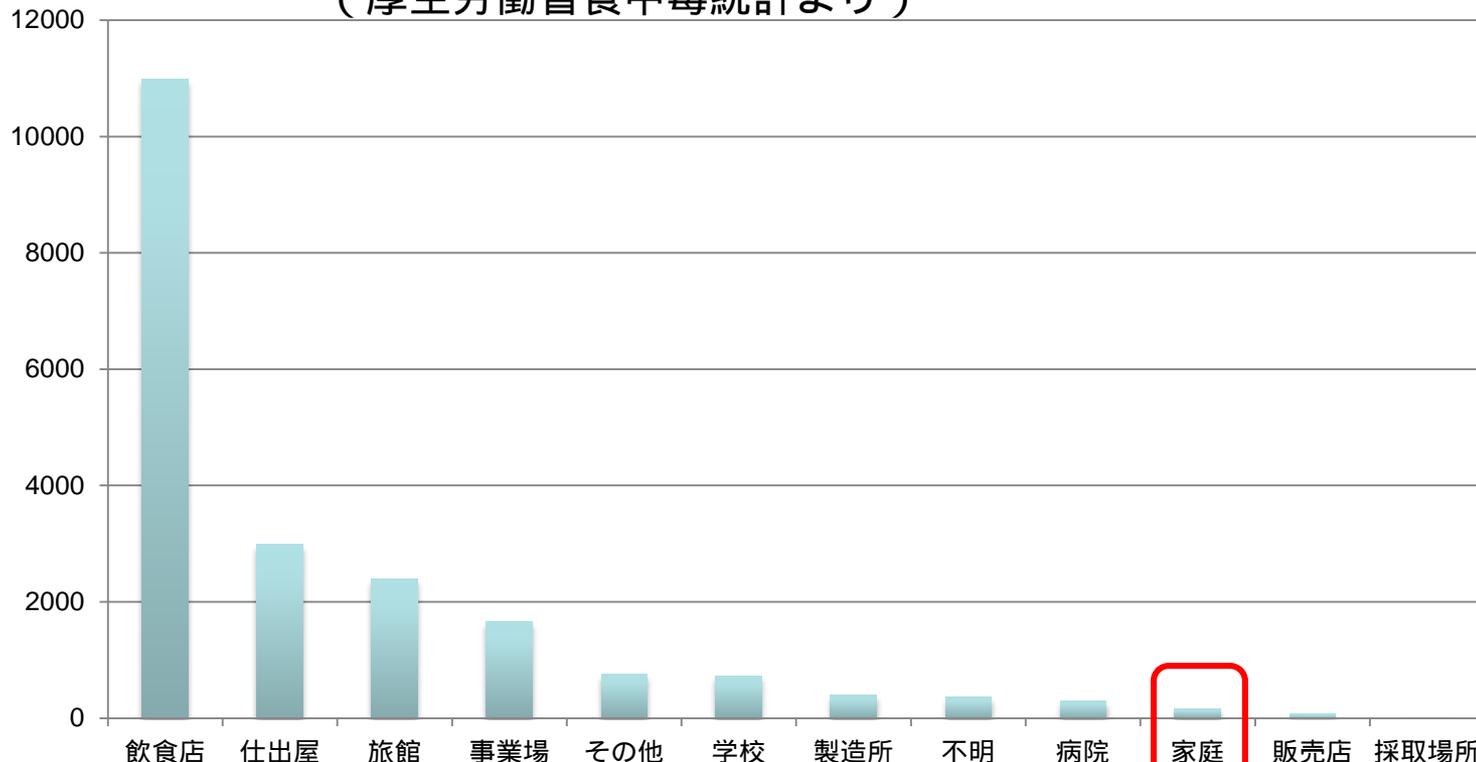
第五十二条第一項

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

Y! 食品衛生法の適用除外

家人と同じ食事を提供する場合には、食品衛生法の適用を除外する。
衛生管理は家人と同じレベルものが確保できる。

平成25年 食中毒発生による患者数
(厚生労働省食中毒統計より)



Y! 消防法、建築基準法

旅館業としての許可を受けた場合、消防法や建築基準法により、以下のような規制がかかることとなる。

○ 誘導灯・誘導標識の設置

○ カーテンや絨毯等に防災物品を使用

○ 防火対策、非常用の照明装置等の定期検査、
報告

- 都市計画法では、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。
- 例えば、住宅地（第一種低層住居専用地域など）の場合、仮に旅館業法上の規制を満たせたとしても、旅館業の許可が下りない可能性もある。



以上

ヤフー株式会社

®